

資料 2

各国立高度専門医療センターの現状

国立高度専門医療センターの独立行政法人化について

「行政改革推進法」（平成18年6月2日 法律第47号）（抄）

＜特別会計改革＞

（国立高度専門医療センター特別会計の見直し）

第三十三条 国立高度専門医療センター特別会計は、平成二十二年度において廃止するものとする。

2 国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センターは、国立高度専門医療センター特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理その他これらの機関の事務及び事業の適切かつ安定的な運営を維持するために必要な措置を講じた上で、独立行政法人に移行させるものとする。

＜総人件費改革＞

第五十条 国有林野事業の実施主体及び国立高度専門医療センターについては、第二十八条及び第三十三条第二項に規定するもののほか、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 主として政策の実施に係る国の事務及び事業のうち、自律的及び効率的な運営が可能と認められるものの実施主体については、特定独立行政法人以外の独立行政法人その他その職員が国家公務員の身分を有しない法人に移行させることを検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）（抄）

① 国立高度専門医療センターについて、今後ともナショナルセンターとしての機能を的確に果たせるよう、必要な制度的・財政的な措置を講じた上で自律的かつ効率的な事業運営を行うことにより、その機能の充実発展を図りつつ、非公務員型独立行政法人とする。これにより、国立高度専門医療センター関係5,629人について、5,600人程度を純減する。

② 以上のほか、次の見直しを行う。

一 法人化後を含め、業務の効率化や債務返済計画等について検討し、必要な措置を講ずる。
二 法人形態の検討に当たっては共通業務の合理化・効率化に留意するとともに、法人化後は、法人形態の如何を問わず中期目標の下で業務運営の効率化を図る。

「特別会計に関する法律」（平成19年3月31日 法律第23号）（抄）

（暫定的に設置する特別会計）

第六十七条 次の各号に掲げる特別会計を、この法律の施行の日から当該各号に定める年度の末日までの期間に限り、設置する。

一～十一（略）

十二 国立高度専門医療センター特別会計 平成二十一年度

十三～十四（略）

2～3（略）

現状と非特定独立行政法人との主な相違点

項目	施設等機関(国家行政組織)	非特定独立行政法人
・責任体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家行政組織の一部であり、上部機関（本省等）による日常的管理の下にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の長に裁量を与え、主務大臣の関与を最小限にして、業務運営の責任の所在を法人の長に明確化。
・業務運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算の範囲内で施設長が決定するが、明確な目標設定はない。 ○ 制度的に中期的な計画がなく、基本的に単年度ごとで事業運営を行う。（予算単年度主義） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主務大臣は、3～5年の期間を定め、独立行政法人の性格に応じて、効率化やサービス向上等に関する中期目標を設定し、独立行政法人に通知。 ○ 独立行政法人の長は、中期目標を達成するための具体的な計画を定め、自主性・自律性をもって業務を遂行することとしており、単年度に縛られずに当該中期計画の範囲内で柔軟かつ機動的な業務運営が可能。
・評価／見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者による評価の仕組みはなく、本省において一部の指標による政策評価を実施し、公表する。 ○ 総務省により行政機関の業務の実施状況の評価・監視が必要に応じて実施される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各省に置かれる第三者機関の独立行政法人評価委員会が毎年評価を行うとともに、中期目標期間終了時においても評価を行い、意見を表明。 ○ 総務省の第三者機関の評価委員会は各省の行う評価等の内容をチェックし、意見を表明。 ○ 特に中期目標期間終了時は組織及び業務の全般にわたる抜本的な検討及び見直しを実施。
・会計制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現金主義の官庁会計制度により運営され、国民から分かりにくい。 ○ 所管省庁や財政当局の複雑な事務手続きによる予算執行の制約。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発生主義、複式簿記等の企業会計的手法を導入する。毎年度、財務諸表（資金収支計算書を含む。）を作成し、事業報告書・決算報告書とともに公表する。 ○ 監事のチェックに加え、独立行政法人評価委員会の審議に付すとともに、一定規模以上の法人には会計監査人の監査が義務づけられ、その結果も公表する。
・予算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の予算の一部であり、国会の議決を経て制定。これにより現金の支出が可能となるが、毎年度、細目により管理され、弾力的執行が困難。 ○ 年度内消化を原則とし、移用・流用・繰越は制限される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期計画に従い、国は独立行政法人の業務運営の財源に充てるために「渡し切りの交付金」を交付する。交付金の使途は特定せず、翌年度への繰り越しも可能とする。 ○ 独立行政法人は、中期計画に従い、毎年度、自律性の高い業務運営を行う。
・定員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定定員制度の中。毎年度、業務運営に關係なく、計画的（一律的）に定員が削減される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定定員制度の外。ただし、国家公務員に準じた5年5%の人員削減（H17年12月24日閣議決定された行政改革の重要方針）の規制の対象。
・労働三権	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団結権、協約締結権のない団体交渉権あり、争議権なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団結権、団体交渉権（協約締結権含む）及び争議権あり。
・給与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職務と責任に応じた給与原則。 ○ 人事院勧告に基づき給与法を改正。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人の実績、職員の業績の反映。 ○ 社会一般の情勢に適合するように独立行政法人が決定し、届出・公表。
・身分保障／服務等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令に定める事由でなければ、意に反して、降任、休職、免職されない。 ○ 信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、兼業の制限、営利企業の役員等との兼業禁止、離職後における営利企業への就職に関する制限等。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人が就業規則により定める。 ○ 独立行政法人の業務の性格に応じ、守秘義務、刑法の適用上の「みなし公務員」規定がある。

非特定独立行政法人の主なメリット

国家公務員体系にとらわれない、より柔軟で弾力的な雇用形態及び給与体系、勤務時間体系が可能

営利企業の役員等を含む兼職・兼業について、法人の方針に基づく弾力的な運用が可能

民間資金の導入が可能

幅広い人的交流が可能
優れた外国人の幹部登用が可能

非特定独立行政法人(非公務員型)

職員の意識改革が図られ、独立行政法人に求められる自主的、自立的な法人運営が可能

國立高度専門医療センターの概要

国立高度専門医療センター（いわゆるナショナルセンター）は、我が国における死亡数、患者数、医療費のいずれをとっても最も大きな割合を占める「がん」、「脳卒中」、「心臓病」など、その制圧が国民的課題となっている疾病について、高度先駆的医療の開発・普及、病因・病態の解明、新たな診断・治療法の開発・研究、医療従事者の研修及び情報発信を総合的・一体的に行うための中核的機関として設置したものである。

センタ一 名	国立がんセンター (National Cancer Center)	国立循環器病センター (National Cardiovascular Center)	国立精神・神経センター (National Center of Neurology and Psychiatry)
創 設 年 月 日	昭和37年 1月 1日	昭和52年 6月 1日	昭和61年 10月 1日
所 在 地	①中央病院：東京都中央区築地5-1-1 ②東病院：千葉県柏市柏の葉6-5-1	大阪府吹田市藤白台5-7-1	①武蔵病院：東京都小平市小川東町4-1-1 ②国府台病院：千葉県市川市国府台1-7-1
組 織	①運営局 ②中央病院 ③東病院 ④研究所 ⑤がん予防・検診研究センター ⑥がん対策情報センター	①運営局 ②病院 ③研究所	①運営局 ②武蔵病院 ③国府台病院 ④神経研究所 ⑤精神保健研究所
定 員	1,339名（19年度予算定員）	1,005名（19年度予算定員）	1,060名（19年度予算定員）
事 業 規 模	44,285百万円（19年度予算額） うち一般会計繰入額 10,622百万円(24.0%)	26,956百万円（19年度予算額） うち一般会計繰入額 7,140百万円(26.5%)	18,716百万円（19年度予算額） うち一般会計繰入額 5,886百万円(31.4%)
病 床 数	①中央病院：600床 ②東病院：425床	640床	①武蔵病院：890床 ②国府台病院：719床
主 な 事 業 内 容	我が国のがん対策の中核的機関として、がんその他の悪性新生物についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。	我が国の大脳卒中、心臓病等の循環器病対策の中核的機関として、循環器病についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。	我が国的精神・神経疾患対策の中核的機関として、精神、神経、筋疾患及び知的障害その他の発達障害についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。

センター名	国立国際医療センター (International Medical Center of Japan)	国立成育医療センター (National Center for Child Health and Development)	国立長寿医療センター (National Center for Geriatrics and Gerontology)
創設年月日	平成 5年10月 1日	平成14年 3月 1日	平成16年 3月 1日
所在地	東京都新宿区戸山1-21-1	東京都世田谷区大蔵2-10-1	愛知県大府市森岡町源吾36-3
組織	①運営局 ②国際医療協力局 ③病院 ④研究所 ⑤国立看護大学校	①運営部 ②病院 ③研究所	①運営部 ②病院 ③研究所
定員	1, 074名 (19年度予算定員)	745名 (19年度予算定員)	433名 (19年度予算定員)
事業規模	28,061百万円 (19年度予算額) うち一般会計繰入額 6,722百万円(24.0%)	17,588百万円 (19年度予算額) うち一般会計繰入額 7,140百万円(40.6%)	8,748百万円 (19年度予算額) うち一般会計繰入額 3,093百万円(35.4%)
病床数	925床	460床	300床
主な事業内容	我が国の医療分野における国際貢献の中核的機関として、感染症等国際的な調査研究が必要な疾患についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。	我が国の成育医療の中核的機関として、小児医療、母性医療、父性医療及び関連・境界領域を包括する成育医療についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。	我が国の長寿医療の中核的機関として、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾患であって、高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするものに関する診断、治療、調査研究及び技術者の研修等を行う。